

企画競争説明書

業務名称：ザンビア国元難民の現地統合支援プロジェクト

案件番号：19a00609

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年11月6日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年11月6日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ザンビア国元難民の現地統合支援プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年1月 ～ 2024年1月
以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。
第Ⅰ／Ⅱ期：2020年1月 ～ 2021年12月
第Ⅱ／Ⅱ期：2022年1月 ～ 2024年1月
なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko2@jica.go.jp

注)書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要

に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年11月13日 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2019年11月18日までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年11月29日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) ZMW 1 = 8.230060 円
 - b) US\$ 1 = 108.928 円
 - c) EUR 1 = 121.071 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザ

ル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／地域開発計画／ドナー調整
 - b) 再定住計画
 - c) コミュニティ開発／住民参加／社会的弱者配慮

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約33.33/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。

- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年12月18日（水）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- 2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果

に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：地域開発計画に係る各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
 - 1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
 - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 業務管理体制の選択
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。
業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。
 - 2) 評価対象業務従事者の経歴
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - 業務主任者／地域開発計画／ドナー調整
 - 再定住計画
 - コミュニティ開発／住民参加／社会的弱者配慮各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者（業務主任者／地域開発計画／ドナー調整）】
 - a) 類似業務経験の分野：地域開発計画に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：ザンビア国及び全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験【業務従事者：担当分野 再定住計画】
 - a) 類似業務経験の分野：宅地開発・住民移転に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：語学評価せず【業務従事者：担当分野 コミュニティ開発／住民参加／社会的弱者配慮】
 - a) 類似業務経験の分野：コミュニティ開発に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：ザンビア国及び全途上国
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／地域開発計画／ドナー調整	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／地域開発計画／ドナー調整	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： 再定住計画	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： コミュニティ開発／住民参加／社会的弱者配慮	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：12月5日（木） 13：30～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町）JICA 本部会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

難民問題に対応するため、ザンビア政府は、元難民の現地統合を促進する政策を実施している。歴史的に見ると、同国は1964年の独立以来、近隣諸国から多くの難民を受け入れてきた。2002年から09年には「ザンビア・イニシアティブ」の下、難民と受け入れ地域を対象とした農村開発事業を通じて難民の定住促進による難民問題の解決を図った。その後、2012年にはアンゴラ難民に対し、2013年にはルワンダ難民に対して、それぞれ本国の政情が安定したとの理由をもって難民資格を停止し、本国への帰還を促し、その結果、21万人のアンゴラ難民が本国に帰還したが、一部の難民は、本国への帰還を受け入れず、難民居住区（北西部州カルンビラ郡メヘバ、西部州カオマ郡マユクワユクワ（配布資料「地図」参照））での滞在を続けた。このような事態を受けて、ザンビア政府は、居住を続ける元アンゴラ難民（約14,000人）と元ルワンダ難民（約3,500人）を対象として、居住許可証の発給、再定住先において土地の提供を行う「現地統合事業」の実施を2014年に発表した。

この現地統合事業は、現在、「持続可能な再定住プログラム」という枠組みで、開発支援を重視するという考えのもとに、実施されている。このプログラムは、2017年から21年までをカバーし、「再定住区で暮らすコミュニティが調和的で、生産性・持続性があり、あらゆるレベルの開発に完全に統合されていくこと」を目標として、1）インクルーシブな開発と実施体制、2）持続可能なコミュニティ形成（生計活動・インフラ整備）、3）調和的で統合されたコミュニティ形成の3つの成果を目指すものとなっている。なお、この「持続可能な再定住プログラム」に先立ち、2014年から16年までの間は内務省とUNHCRが作成した「戦略的フレームワーク」に基づいて事業が実施されていたが、「人道支援から開発支援」へという事業の実施方針の変更に伴って、本プログラムが立ち上がり、それに伴い事業の実施機関も、副大統領府再定住局（Department of Resettlement：以下、DoR）及びUNDP に変更されている。

この現地統合事業は、ザンビアの長期開発計画及び国家開発計画においても明確に位置付けられている国家事業である。すなわち、ザンビアの長期開発計画（ビジョン2030、Zambia Vision 2030）を具体化するための5か年計画として、「第7次国家開発計画」（7th National Development Plan (7NDP)、2017～22年）が策定されており、その中の一つの柱である「経済の多様化と雇用の創出」を実現するための実施すべき事業として、位置付けられている。

しかしながら、同プログラムでは、様々な問題が発生しており、現地統合事業の実施方針の見直しが必要と認識されている。具体的には、実施予算の不足、関係省庁間の調整不足、再定住計画自体の不備および計画策定の遅延、インフラの未整備、再定住に対する元難民の不安感等が、再定住計画の疎外要因となっていることが、JICAが2017年に行った基礎情報収集・確認調査の結果からも明らかとなっている。かかる問題点については、2018年12月に開催された現地ハイレベル会合（DoR/UNDP主催）でも議論され、①元難民に対する法的ステータス付与の促進、②再定住区のインフラや生計向上手段の提供、③再定住区と周辺コミュニティの連帯に関する取り組みの促進に向けた実施方針の見直しが必要であると関係者間で認識された。

上記背景により、「元難民」は、「取り残された状態」のままとなっている。「元難民」は、もはや難民ではなくなったため、人道支援の対象から外れている一方、現地統合事業が具体的に進捗しないため、十分な公共サービスが提供されておらず、いわば、人道支援と開発支援の狭間で取り残された状態での生活を余儀なくされている。

上述のとおり、現地統合事業の促進には複合的な課題に対応する必要があることから、ザンビア政府は、技術協力「元難民の現地統合支援プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を要請した。JICAは、「元難民の現地統合支援プロジェクトにかかる詳細計画策定調査」（以下、詳細計画策定調査）を2019年5月～6月に実施し、プロジェクトの枠組みに関しザンビア政府と協議を行った。その結果を受けて、2019年9月30日に合意議事録（Record of Discussions：以下、「R/D」）を締結し、今般協力を開始することとなった。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

(和) 元難民の現地統合支援プロジェクト

(英) Project for Promoting Local Integration of Former Refugees in Mayukwayukwa and Meheba

(2) プロジェクトの目的

本事業は、住民志向の再定住計画の策定や再定住手続き改善に向けたアプローチと、市場志向型農業振興と生活の質改善の両輪による生計向上のアプローチを提案し、ドナー協調及びリソース動員のための情報共有を行うことにより、現地統合事業のより効果的なアプローチ提案を図り、以ってそのアプローチが先方政府に活用され、現地統合事業の促進に寄与することを目的とする。

(3) 期待される成果及び調査項目

成果1.	メヘバ再定住区の対象地域において住民志向の再定住計画・手続きのアプローチが提案される。
1-1	再定住事業計画のレビュー（インフラ配置の整合性含む）、及び再定住事業の進捗把握（区画割当、手続き業務、データベース）
1-2	社会調査の実施（社会的弱者、集住形態含む居住パターンの意向、移住遅延の背景）
1-3	再定住事業実施手順の策定（住民説明会、区画割当）、及び州・郡省庁間向けの住民対応ガイドライン作成
1-4	進捗管理のためのデータベースの改善及び活用支援
1-5	1-1及び1-2に基づくパイロット事業実施エリアの選定
1-6	住民説明会の実施（コミュニティとして目指すイメージ及びコンセプトの把握含む）
1-7	区画割当の準備
1-8	区画割当の実施
1-9	区画への移住状況及び再定住区のコミュニティ形成のモニタリング
1-10	上記1-5～1-11から得る教訓の取り纏め、及び1-3に基づく実施手順と配置計画作成に係るコンセプトの改善
1-11	上記1-10から得る教訓に基づき、マユクワユクワの再定住事業実施手順の改善

※活動1-6から1-9はフェーズ毎に実施する（計2フェーズを想定）。

成果2.	メヘバ及びマユクワユクワ再定住区において、包摂的な市場志向型農業振興と家計管理を通じた生計向上アプローチが提案される。
-------------	--------------------------------------------------------------------

2-1	農家の生計改善に係る事例特定のための調査実施（自然資源・人的資源の把握、社会調査、農家の活動内容）
2-2	調査結果に関するフィードバック会合実施
2-3	研修計画の策定（雨季を考慮：11～4月）
2-4	農家の選定、及び意識付けのためのワークショップ開催（3バッチを想定）
2-5	農家の営農・生計状況に基づき参加型ベースライン調査実施
2-6	取引業者と供給農家が参加するステークホルダー会合開催
2-7	参加型市場調査の実施
2-8	農家による作物カレンダー作成（農作業、マーケティング活動、生計改善計画を含む）支援
2-9	農家に対する農業及び生活の質向上に係る研修実施
2-10	農家の活動状況のモニタリング
2-11	パイロット事業から得る教訓を踏まえた生計向上アプローチの取り纏め及び提案

成果 3.	リソース動員のため現地統合事業の促進に必要な関係機関の調整及び情報共有が行われる。
3-1	現地統合事業に係る関係機関との会合開催
3-2	リソース動員に向けた情報収集・共有

（４） 対象地域

北西部州カルンビラ郡メヘバ、西部州カオマ郡マユクワユクワ

（５） 先方実施機関

実施機関：副大統領府再定住局（本省／州・郡）

協力機関：農業省、コミュニティ開発・社会福祉省

（６） 実施体制

本プロジェクトの実施体制は下記のとおりである。

1) 副大統領府 再定住局

- ・副大統領府 再定住局長（プロジェクトダイレクター）はプロジェクトの監理と実施全般について責任を負う。

2) 副大統領府 再定住局（北西部州ソルウェジ郡、西部州モンゴ郡）

- ・各州のPrincipal Land Resettlement Officerは、メヘバ、マユクワユクワにおける成果1に関する活動の円滑な実施の責任を負う。

3) 農業省、コミュニティ開発局・社会福祉省

- ・各郡の農業省及びコミュニティ開発局・社会福祉省は、メヘバ、マユクワユクワにおける成果2に関する円滑な実施の責任を負う。

（７） 実施期間

4年間

3. 業務の目的

「元難民の現地統合支援プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目

標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、先方実施機関とのR/Dに基づいて実施されるプロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクト全体のコンセプト

本プロジェクトは、上記1. のとおり現地統合事業が抱える複合的な課題、特に現地統合の進捗の遅れにあたり、再定住事業をより持続的なものとし、住民が住みたいくなる魅力ある再定住区に近づけるため、再定住事業の計画策定と生計向上支援に関する新しく改善されたアプローチを開発するもの。成果1の活動では住民志向の再定住事業の計画の策定や手続き改善に向けたアプローチを開発し、成果2の活動では市場志向型農業振興と生活の質改善による生計向上のアプローチを開発する。これらを検証の上、リソース動員に向けた成果3の活動を通じて、その本格的な実施を図ることを狙いとする。なお、上記活動はいずれも実施機関であるDoRと共に実施する。

(2) 成果毎のコンセプトと留意事項

1) 成果1：住民志向の再定住事業の計画の策定や手続き改善に向けたアプローチの提案

① アプローチの考え方

本アプローチは、住民が暮らしたくなるより魅力の高い再定住区を形成するために、再定住計画の策定プロセスにおいて住民のニーズ聴取を行うとともに、募集・割当など再定住の実施プロセスにおける行政と住民とのコミュニケーション改善を図るもの。成果1における「住民」の定義は後述④のとおり。

アプローチの詳細は以下のとおり。

ア. 再定住計画策定における住民のニーズの取り込み

再定住区の計画（住民に割り当てる区画の配置やインフラの配置）は、これまでDoRを中心に地方自治省や土地・自然資源省を交えて行政が決定していた。また、区画については5 haの土地（居住地と農地を含む）を基盤の目の形に並べた配置方法が採用されてきた。ザンビア政府は、再定住区の魅力を高める策の一つとして、居住地を中心として周辺に農地が広がる「集住形態」を取り入れていく等、住民の志向に沿った形で再定住区の計画策定を行うことを検討している。

このため、社会調査や住民とのコンサルテーションを通じて、住民が新たなコミュニティに求めるビジョン（例：学齢期の児童に優しい村、安全な村、など）や社会的弱者のニーズなどを理解・精緻化し、これを再定住の計画に反映するプロセスを試行する。

イ. 応募者や住民とのコミュニケーションの改善

JICAの情報収集・確認調査の結果、再定住事業の遅延の原因のひとつは、移住後の生活に対する不安や不満にあることが確認されている。具体的には、住

み慣れた土地やコミュニティを離れることや既存の生計手段を失うことなどが、移住を心理的に阻んでいるとされる。これらの不安の中には、行政・住民間のコミュニケーションの改善により解消できるものもあると考えられる。

このため、再定住事業の実施プロセスにおいて、住民の不安を解消し、移住とコミュニティ形成を促進することを目的として、以下の2点を試行する。

- a. 政府から住民に提供する情報や問い合わせへの対応方法を改善する。具体的には、募集資料や住民説明会で配布する資料パッケージや住民からの照会への対応要領の作成、DoR だけで対応できない場合に備えた州・郡省庁と共同の住民対応ガイドライン作成を想定している。
- b. 応募者や移住者の情報を正しく効率的に管理するための手順を整理し、これを支援するデータベースを構築する。これまでの募集・割当事務には不備が多く、再定住の進捗状況が適時に把握できないばかりか、マユクワユクワにおいては重複した割当が発生、更に割当を受けてから一定期間に移住しない場合の効力消滅手続きが実施されていないなどの課題がある。このため、元難民現地統合アドバイザーが募集後の事業プロセスを「元難民現地統合支援アドバイザーが作成した事業実施プロセスのガイドライン」（配布資料）のとおり整理し、改善されたプロセスを試行しているところである。必要に応じて、これをさらに精緻化する。データベースについては、現場で入力・修正が可能であること、再定住区での脆弱なインターネットへのアクセス環境でも動作可能であること、重複した割当が発生しないようにすることし、現地の技術レベルで保守が可能なレベルとすること、などに留意する。

② 活動の進め方

成果1の活動は、社会調査、住民とのコミュニケーション改善策の実施、パイロット対象地と住民に提示する計画案の決定、住民説明会、募集・割当、コミュニティ・インフラの開発、モニタリングの流れで進めていく予定。パイロット事業は計2フェーズ実施することを想定している。追加すべき項目も含め、全体スケジュールをプロポーザルで提案すること。その際の留意点は以下のとおり。

ア. 社会調査や住民説明会において、再定住区への移住に関心を有するがまだ応募していないザンビア人の意向をどのように確認するかについても、プロポーザルにて提案すること。

イ. 以下③エ. のとおり、ザンビアの雨期（11月～4月）においてはコミュニティ・インフラの開発が困難であるとともに、雨期の開始までに移住を完了できなければ、割当対象者が移住前の土地で営農を継続する誘因が生じることから、移住が遅れる可能性がある。このため、雨期が始まる前にコミュニティ・インフラの開発や移住が完了するような全体スケジュールとすること。

ウ. 第1フェーズのパイロット事業のモニタリングについては、第2年目の中頃までに結果を取り纏めて成果を発信する必要があることに留意する。

③ コミュニティ・インフラの開発

再定住区の魅力向上のために最低限必要なインフラ開発をパイロット事業の活動に含める。その目的は、パイロット事業に最低限の生活基盤の構築を組み込むことにより、本移住を阻害する外部要因を可能な限り排除すること、及び最低限のインフラ整備による計画実施の効果を検証することである。具体的には、詳細計画策

定調査の協議に基づき、(a) 現地で利用されている住居資材の提供、(b) 井戸の新設または改修、(c) 村道の整備を必要なインフラ開発として想定している。しかしながら、移住の大きな阻害要因となりうるインフラについては社会調査において改めて確認の上、必要なインフラ開発の内容を、別途JICAとも協議して決定すること。

その他、留意すべき点は以下のとおり。

ア. インフラ整備においては住民や行政の能力向上を目指すことは主たる目的とはしないが、プロジェクト終了後も現実的に実施及び維持管理が可能なコミュニティ・インフラ開発を提案できるように意識して取り組むこと。

イ. 本プロジェクトの資金を活用したコミュニティ・インフラ整備は第1フェーズのみ実施する。実施にあたっては、現地ニーズを踏まえて事業内容をJICAに説明し、了承を得ること。

ウ. 第2フェーズのコミュニティ・インフラ整備は、第1フェーズの結果を踏まえた成果3の活動に基づき、外部からの資金調達を行った上での実施を想定する。

エ. ザンビアでは、11月～4月が雨季にあたり、インフラ整備に係る作業内容が限定される可能性がある。特に井戸は雨期になると地下水位が上昇してしまうことから、必要な井戸の深度を測定することが困難になる。また、住居資材を提供された住民は、難民居住地から徒歩で再定住区まで通いながら住居を組み立てると想定されるが、雨期においては自らの土地までの所要時間が増えることから住宅建設を行うことが困難となる可能性もある。このため、雨期の存在については、インフラ整備の実施計画策定を行うにあたり、十分に考慮すること。

オ. パイロット事業の形成、調達、実施支援については、プロジェクト実施期間中に瑕疵検査が終了し、その後のモニタリングまで行えるよう、工事完工後の瑕疵担保期間（1年を想定）に十分留意の上、工事実施計画を立てること。また、瑕疵検査は、相手国政府等の立会いのもと、設計・施工監理を行った者が計画・実施する（機構についても可能な限り立ち合いを求めること）。瑕疵検査の結果については、相手国政府等の確認を書面で得ること。また、維持管理に必要な事項についても関係者と確認し、書面で合意を得ること。

④ 裨益対象者

難民居住区に居住する元難民とザンビア人を裨益対象者とする。本アプローチにおける「住民」とは、再定住計画の策定プロセスに関連する場合には再定住区への移住に関心を有するがまだ応募していない元難民とザンビア人を、実施プロセスに関連する場合には、これに加えて応募後から移住前の元難民とザンビア人を含むものとする。対象者を決定する前にはJICAに相談すること。

⑤ 対象地

北西部州カルンビラ郡メヘバを対象とするが、メヘバにおけるプロジェクト実施を通じて得られた教訓を踏まえ、マユクワユクワの再定住事業実施手順についても改善案を提案する。パイロット事業の選定クライテリアは、稼働中の医療・教育施設が近くにある地域であること。

⑥ 区割りに係る費用の分担

パイロット事業対象地の計画の策定・実施においては、対象地の「区割り」業務が必要となる。通常は、「区割り」に際し、副大統領府が地方自治省や土地・自然資源省に対して必要な作業費用を支払っている。これらの費用の支出に関しては、詳細計画策定調査での協議の結果、以下のとおり合意した。「区割り」業務の具体的な進め方については、これらの予算の確保状況を確認の上、JICAと協議すること。

- ア. 地方自治省による再定住区のレイアウトプランの承認費用
：原則として、副大統領府が負担する。
- イ. 土地・自然資源省による再定住区の区画調査・登録費用及び杭打ち費用
：UNDPが日本の2019年度補正予算（2020年実施分）の申請書に含める。
- ウ. 土地・自然資源省による再定住区の区割りの調査費用
：原則として、副大統領府が負担する。

⑦ 再定住区のインフラ整備・維持管理の予算措置／体制及び計画実施の目途

カルンビラ郡（メヘバを管轄）によれば、メヘバ内でのアクセス道路を建設予定であり、詳細計画策定調査時点では、重機（転圧機等）の調達手続きを実施中であった。井戸の維持管理については、少額ではあるが郡で維持管理費を確保しており、住民が負担できないレベルの修復は支援予定とのこと。加えて、郡を構成する「区」レベルの区開発委員会（Ward Development Committee : WDC）も開発予算を確保しており、カルンビラ郡での対応が難しい場合は、WDCからの費用捻出の可能性もある。プロジェクト開始後、改めて最新情報を確認すること。

⑧ 「ODA 建設工事管理ガイダンス」

JICAは、ODAによる公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、安全管理における基本方針、及び具体的な安全施工に関する技術指針等を取りまとめた「ODA建設工事安全管理ガイダンス」を2014年9月に策定している。本プロジェクトにおいても、同ガイダンスの趣旨を踏まえて工事を行い、先方政府の理解の獲得を図るとともに、設計等にあたって適切な運用に向けての配慮を行うこと。同ガイダンスのデータ（和文・英文）は、以下URLより入手すること。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html

2) 成果2：包摂的な市場志向型農業と家計管理を通じた生計向上アプローチの提案

① アプローチの考え方

本アプローチは、再定住区に移動した住民の生計を向上させ再定住区の魅力を引き出すことを目的として、「社会的弱者を包摂した市場志向型農業」で所得を向上させるとともに、家計管理を通じて得られた所得や食料を賢く活用し、生活の質の向上を図るもの。なお、ウガンダ国「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト」では、SHEPと生活の質の向上を両輪で追求しており、その経験は本アプローチにも参考となる。

アプローチの詳細は以下のとおり。

ア. 「社会的弱者を包摂した市場志向型農業（SHEPアプローチを活用）」による所得の向上

現在アフリカ23カ国で展開されているSHEPアプローチを活用し、住民の所得の向上を図る。すなわち、支援の対象となる住民は、栽培する作物や時期等を決める前に自身で市場調査を行い、その結果をもとに作物カレンダーを作成する。その上で、市場ニーズに合致した品質の作物の生産に必要な技術的支援をプロジェクトや普及員が行う。これらを通じ、農業における住民の自律性やモチベーションを高めることを基本とする。

イ. 所得や食料を賢く活用する家計管理による生活の質の向上

農業活動によって得られた所得や食料は、計画的に利用・消費することでその効用を最大化することができる。このため、夫婦や家族内における「これからどうしていきたいのか、どうなることを目指すのか」というビジョンの共有のみならず、収入の使い道を家族で検討するプロセスの導入や、適切な食料管理によって通年で適量の食料を確保できるような計画作りなど、広い意味での家計管理の実践を支援する。

② 活動の進め方

成果2の活動は、プロジェクト開始から1年間、農家の営農活動と市場情報、消費動向に係る調査を実施しつつ、並行して3つのバッチに分けて一連の支援（成果2の活動群）を実施する予定。詳細計画調査結果（配布資料）の別添8「詳細報告書」における「7-3-2成果2の活動群を構築するための視点」を考慮の上、全体スケジュール、初年度の調査に係る調査項目・方法、現時点で想定される成果2の活動群（上記ア、イ. の双方）をプロポーザルで提案すること。

③ 裨益対象者

再定住区に居住する住民（元難民及びザンビア人）に加え、元難民との調和的な関係を維持構築するためホストコミュニティ住民も対象とする。また、社会的弱者及び住民組織に属さない世帯が取り残されることのないよう留意する。

④ 研修におけるホストコミュニティ住民の巻き込み方

「詳細計画調査結果」（配布資料）の5(2) 2) ②に記載のとおり、メヘバ、マユクワユクワの周辺には複数の村落が存在するが、これらのホストコミュニティ住民を効率的に成果2の活動に含めるため、各村のアクティブな農家グループの代表と、農業省の普及員を再定住区で実施する研修に招待し、具体的な活動は村に帰ってから各自で行うこととする。なお、ホストコミュニティ住民の対象世帯数は全体の対象世帯数の2割を超えないようにすること。

⑤ 研修対象世帯数

全国展開を念頭においた一般的な農業支援とは異なり、本プロジェクトの目標は、マユクワユクワとメヘバに移住した約700世帯のうち、一定の割合の世帯の生計を向上させ、再定住区で生計の向上が可能であることを示すことである。この

ため、普及体制の強化に注力するよりも、プロジェクト専門家や現地傭人、再定住区で活動する普及員など活用可能なリソースを用いて可能な限り研修世帯数の拡大を図ることとする。本アプローチが成功した上で一定割合以上の世帯で採用されることにより、プロジェクト終了後に、普及員のリソースが脆弱であっても農家間で本アプローチが継続的に拡大することを期待する。

3) 成果3：ドナー協調及びリソース動員のための情報共有

① リソース動員のための情報共有や関係機関の調整

現地統合事業が抱える重要課題の一つは、リソース不足である。UN関連ドナー及び関係省庁の資金不足は、再定住区における事業実施やインフラ整備の遅れに影響している。成果1及び成果2の活動に相乗効果をもたらし、元難民の現地統合事業を促進するためには、リソース動員が必要不可欠であり、必要な情報収集及び関連機関との連携強化を図る必要がある。また、プロジェクトは、成果1及び成果2の活動から得られた知見を取り纏め、他ドナーやザンビア政府（DoR以外の各部局）に共有することが求められる。さらに、プロジェクトの活動や成果がプロジェクト終了後に持続されるための方策についても、成果3で関係者と協議の上、検討することを想定する。

② 活動の進め方

プロジェクト開始月を1か月目とし、毎年10か月目、または11か月目にプロジェクトの進捗と教訓を共有するための定例ワークショップを開催する。プロジェクト開始後第2年目の中旬には、他機関からのリソース動員を図るため、ワークショップを開催し、成果1の第1フェーズのパイロット事業、成果2の第1バッチの研修の成果を発信する。また、プロジェクト開始後第4年目の中旬には、プロジェクトの活動や成果をプロジェクト終了後も持続させるための方策を検討するためのワークショップを開催する。

また、以下（3）に記載の「持続可能な再定住プログラム」のモニタリングや関係者の調整のために四半期に1度程度の頻度で開催される作業部会や、年間1回程度の頻度で開催されるハイレベル会合の機会を捉えて、プロジェクトの進捗や成果を関係者に共有する。

③ 二国間ドナーへのアプローチ強化

USAID及びドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau：KfW）は、国連機関を実施機関として現地統合事業に支援しているが、詳細計画策定調査での協議では、現地統合事業の現状や課題を十分に把握していないように見受けられた。より効果的な事業実施のためには、二国間ドナーを積極的に巻き込み、リソース動員への理解を促していく必要がある。

（3） 現地統合事業における本プロジェクトの位置づけ

現地統合事業は、DoRとUNDPIによる「持続可能な再定住プログラム」に基づき実施されている。JICAは、2018年12月のDoR及びUNDP主催のハイレベル会合の準備を支援した後、DoR及びUNDPと連携を更に深めつつ、現地統合事業の実施方針への助言・提案を行っている。さらに、本プロジェクトに関連した連携体制として、UNDP

は、「人間の安全保障基金」や日本政府補正予算の活用を通じてインフラ整備に焦点を当て、JICAは、本プロジェクトを通じ計画策定・生計支援に寄与するという役割分担で整理している。

上記背景のもと、JICAの本プロジェクトは、「持続可能な再定住プログラム」に沿い、関係機関との連携を意識して実施される必要があるため、プログラムの進捗及び他ドナーの動向を確認しながらプロジェクトを進めること。また、C/P機関であるDoRに対しては、同プログラムを共に主導するUNDPや他ドナーとの積極的な連携を働きかけることが重要である。

(4) 再定住区でのコミュニティ形成

再定住の対象住民が再定住区に移住するに際しては、新たなコミュニティ形成を伴うところ、再定住区に移住済みの住民及び既存コミュニティとの関係性を含め、成果1及び成果2の一連の活動内容を検討・実施するにあたっては、この点を十分に考慮すること。

(5) アプローチ開発に伴うC/Pの能力強化

上記2.(2)に記載のとおり、本プロジェクトは、現地統合事業のより効果的なアプローチを提案し、そのアプローチが先方政府に活用され、現地統合事業の促進を目指すものである。したがって、成果1及び成果2のアプローチ開発においては、関係機関の行政官自身が活用していくことを見据え、現地で現実的に活用可能なアプローチであることを留意すると共に、プロジェクト終了後に行政官が継続的に活用していけるよう能力強化を図ること。

(6) 成果1及び成果2のモニタリング

成果1及び2のモニタリングとその体制に関する留意点は以下のとおり。以下を踏まえて具体的なモニタリング内容と必要な体制をプロポーザルで提案すること。

ア. 成果1のモニタリングは、アプローチの導入により再定住区の魅力がどれだけ向上したかを把握するとともに、アプローチの改善に向けた情報を収集することを目的に行う。再定住区の魅力向上の観点では、最低限、パイロット事業対象地の区画募集に対する応募者数と割当者数、実際に移住した者の数を把握し、過去の区画募集におけるデータと比較すること。

イ. 成果2のモニタリングは、アプローチの導入により再定住区の住民の生計（所得と生活の質）がどれだけ向上したかを把握し、アプローチの改善に向けた情報を収集することを目的に行う。

(7) JICAの他事業及び他機関との連携

現地統合事業では、UNDP、NGO等の他ドナー、及び国連ボランティア（ルサカ及びメヘバ、JICA海外協力隊枠の国連ボランティアも含む）、JICAの個別専門家（DoR配属）等が従事している。また、マユクワユクワへの短期ボランティア派遣についても検討がなされている。本プロジェクトの実施において、右記関係者と情報共有、情報提供等を積極的に行うと共に、業務に必要な連携関係の強化を試み、相乗効果が発揮されるよう努めること。

(8) オーナーシップの醸成

本プロジェクトの裨益対象者の中には、難民居住区において長年人道支援に依存し

てきた住民が多い。また、地方政府の活動もドナー資金に多くを頼っており、開発に対するオーナーシップは必ずしも高くない。オーナーシップを醸成し、本プロジェクトの成果発現のためには、粘り強い活動、持続性確保のための取り組みが求められる。従って、現地活動に際しては、通常の案件以上に地方政府及び地域住民の主体性を引き出せるような工夫が肝要である。具体的には以下の取り組みが求められる。

ア. DoRとの協議体制構築

JCCを始めとするプロジェクト実施に際しての決定事項は、コンサルタントが全てを準備・決定し、DoRに報告するのではなく、DoRが意思決定を行える場の設定等を工夫すること。また定例ミーティング等を開催し、先方の意見を聴取し、計画に反映できるよう工夫すること。

イ. 現場、作業へのカウンターパートの同行

技術移転に加え、住民に対する行政官のプレゼンス強化にも寄与するため、現場での活動の際にはできる限りカウンターパートを同行すること。

(9) 社会的弱者及びジェンダー平等推進への配慮

社会調査(6.(4)参照)、農家を対象とした現状確認(6.(14)参照)、モニタリング(5.(6)及び6.(11),(24)参照)の実施においては、インタビュー対象者のジェンダー等のバランスが確保されるよう留意する。また、現地統合プロセスから社会的弱者が取り残されないよう、成果1ではニーズ確認及び区画割当の検討、成果2では研修対象者の選定にあたり、高齢者、女性世帯主等の社会的弱者の意見を意思決定に反映したり、意識的に活動に巻き込んだりといった配慮が必要である。

(10) 調査等実施及び裨益対象者選定の際の配慮

社会調査、及び農家を対象とした現状確認を行う際は、調査目的をきちんと説明する等、住民やコミュニティに配慮すること。また、裨益対象者の選定にあたっては、対象とならなかった住民に理由を明確に説明する等、透明性を確保しながら進めることとし、本プロジェクトが紛争等の要因とならぬよう十分留意すること。

(11) 合同調整委員会(Joint Coordination Committee, JCC)及び技術レベル会合(Technical Working Group, TWG)の開催

プロジェクトの進捗に係る情報共有及び必要な合意形成のため、少なくとも年1回、JCCを開催する。また、プロジェクトの実施における主要事項の協議や定期的な進捗確認を目的として、TWGを設置する。R/Dにて合意したJCC及びTWGのメンバーは以下のとおり。

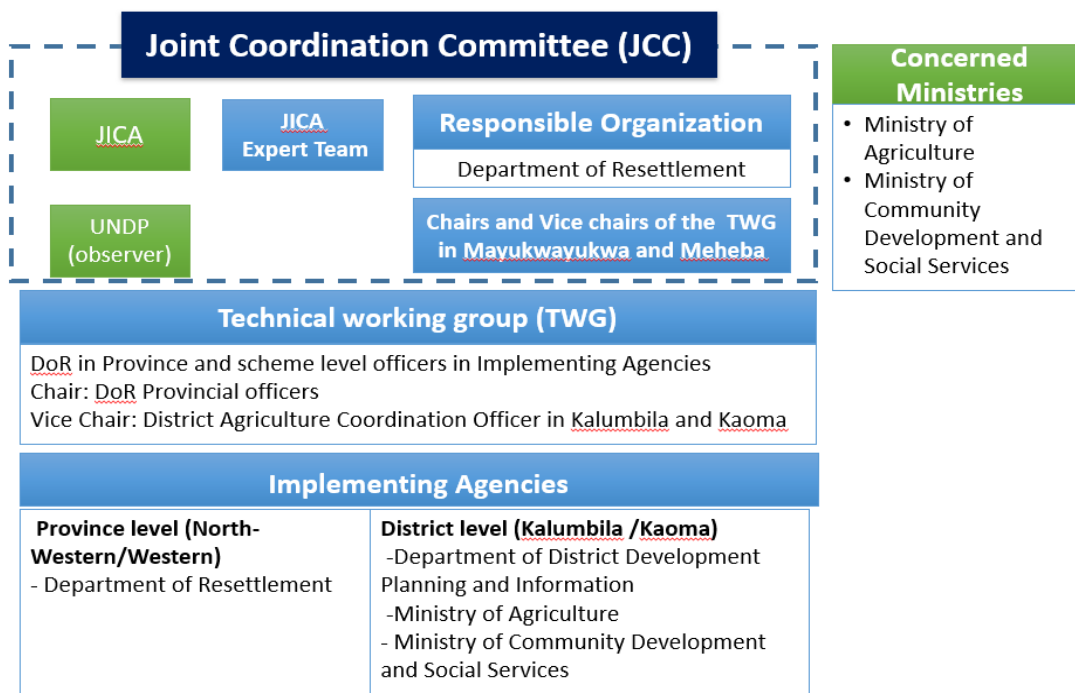


図1. JCC及びTWGメンバー

6. 業務の内容

主な業務内容は、先方実施機関とのR/Dに基づき、1) 住民志向の再定住事業の計画実施支援、2) 農業中心の生計向上支援、3) リソース動員に向けた情報収集・共有及びドナー／関係機関連携であり、業務内容の詳細及び想定するプロジェクトのスケジュールは以下のとおり。

(1) 事前準備（国内作業）及び業務計画書の作成

情報収集・確認調査（2017年11月）、詳細計画策定調査（2019年5月～6月）で収集した資料を含む既存の関連資料・情報・データ等を整理、分析し、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。プロジェクトの全体像を把握した上で、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画等を作成し、これらを業務計画書として取りまとめる。

(2) インセプションレポートの作成・協議・合意

ア. インセプションレポート（原案）の作成

上記（1）の結果を取り纏めてインセプションレポート（原案）を作成する。インセプションレポートの内容は、現地に入る前の国内作業期間中にドラフトを作成し、JICAと協議すること。

イ. インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、R/Dで確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行い、必要に応じてインセプションレポートの修正を行う。

【成果1：住民志向の再定住計画策定プロセス・再定住手続きに係るアプローチの提案】

(3) 再定住事業計画のレビュー、及び再定住事業の進捗把握

- ア. 元難民現地統合に関連する再定住事業の事業計画（主に区割及びインフラ整備の計画）をレビューし、他ドナーの支援計画も確認する。
- イ. 再定住事業の進捗把握としては、主に移住状況¹、再定住事業の計画実施の実施体制及び役割分担、区割作成状況、境界杭の設置状況、土壌調査の実施状況、インフラ整備に係る最新の状況、応募や選考の状況、募集から移住に至る申請者毎の情報の管理方法、全体の進捗管理の方法を確認する。
- ウ. メヘバを主な対象地とするが、同地でのパイロット事業を通じて得られた教訓を踏まえ、マユクワユクワでも再定住事業の実施手順の改善を提案することから、メヘバ、マユクワユクワ共に確認する。

(4) 社会調査の実施（社会的弱者、集住形態含む居住パターンの意向、移住遅延の背景）

基礎情報収集・確認調査では、メヘバ及びマユクワユクワにおいて、再定住の阻害・促進要因、再定住対象者の基礎データ（家族構成、出身国、等）等を収集済みだが、パイロット事業のサイト選定、集住形態を含む居住パターンに関する移住前・移住後の元難民の意向、実施プロセスに関する配慮事項の抽出を目的に社会調査を行い、社会調査報告書（平和構築アセスメント：PNA）としてまとめる。調査項目については以下を最低限含むものとするが、調査開始、実施、取り纏めにおいては、JICAと十分打合せ、協議すること。

- ア. 住民の社会関係（意思決定メカニズム、伝統的行政システム等）
- イ. 社会的弱者（寡婦、孤児、障がい者等）の把握
- ウ. 配慮を要する社会状況（社会的弱者とザンビア人及びホストコミュニティの関係等）
- エ. 集住形態を含む居住パターンに関する住民の意向
- オ. 住民が希望する再定住区のビジョン
- カ. 募集から移住前のプロセスの中で行政に期待する情報提供の内容
- キ. 住民からの照会と DoR（スキーム調整員）及び関連する地方行政機関の対応、照会した住民のその後の動向

本社会調査の結果は、DoR（本省、州）、郡普及員、及びJICAによって使用される。作成言語は、日本語及び英語とするが、不安定要因の分析を含むため、センシティブな情報の取り扱いには留意すること（その種の情報は英文には記載せず和文のみ）。直営での実施を想定するが、再委託も可とする。調査の対象世帯数と共に、より効果的・効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

(5) 再定住事業実施手順の策定及び州・郡省庁間向けの住民対応ガイドライン作成支援

¹ DoRとJICA個別専門家が実施した最新の世帯調査結果を参照すること。

上記レビュー及び調査結果を踏まえ、再定住事業の実施手順を策定する。具体的には、募集、応募受付、割当、移住に至る「効率的かつ正確な」事業実施の手順（区画割当に関するクライテリア、社会的弱者への配慮方法、インフラ整備への住民の巻き込み方等の検討含む）、各手順において住民の不安を解消するために提供すべき情報及びその伝達手段を整理する。また、再定住区に関連する行政機関と協議の上、住民からの照会に迅速・確実に対応するための住民対応ガイドラインの作成を支援すること。また、メヘバにはFarmers Coordination Committee（以下、FCC）という住民組織が、マユクワユクワにはゾーン委員会という組織が存在し、行政とコミュニティ間の窓口として様々な役割を担う。住民向けの情報提供の整理や住民対応ガイドラインの作成に当たっては、これらの住民組織の役割にも留意すること。

（6）進捗管理のためのデータベースの改善及び活用支援

上記の事業実施手順の実施をサポートし、マユクワユクワで発生したような割当の重複や、メヘバでも発生している申請書紛失による情報の消失などが発生しないよう、進捗管理のためのデータベースを構築する。管理する主なデータは、1）応募、割当、移住の各段階にある各世帯の情報、2）地理情報と紐づいた区画、世帯者及びインフラの配置等を想定している。DoR及び現地のニーズも改めて確認の上、DoRが開発したが利用されていない、再定住スキームの情報管理に係る「移住者情報管理システム（Land Resettlement Information Management System：LARIMS）」を改善または破棄するなどの上、データベースを改善するよう支援する。

なお、事業実施手順やデータベースは、プロジェクト終了後も継続して利用・実施ができるように簡潔なものとし、現地で保守ができるものとする。必要に応じて更新やメンテナンスコストを積算し、今後の予算計画に反映させる。

（7）パイロット事業実施エリアの選定

上記（3）（4）を踏まえ、パイロット事業実施エリアを選定する。パイロット事業はフェーズ毎（計2回を想定）に行うが、関係機関と協議の上、この時点で各フェーズの事業実施エリアにも目途をつけ、合意することが望ましい。パイロット事業対象地については、詳細計画策定調査結果（別添6（成果1のパイロット対象地候補）及び別添8（詳細報告書の図9：区割・インフラ配置図（イメージ）及び7-2-6））を参照すること。

（8）DoR主催の住民説明会の実施支援と募集

住民が新たなコミュニティに求めるビジョン（例：学齢期の児童に優しい村、安全な村、など）や住民が求める居住パターン（個別、集住形態）、社会的弱者のニーズなどを理解・精緻化するため、住民説明会を2回程度開催する。以下内容を想定するが、住民説明会の実施方法・内容につき、より効果的なアイデアがあればプロポーザルにて提案すること。

ア. 初回の住民説明会では、事業の概要（目的、スケジュール、募集エリアの概要、申込み資格、区割案、インフラ計画位置・時期、区画割当の方針、集住形態等）を説明すると共に、募集エリアのコミュニティのビジョンとこれを具現

化する区割計画のイメージを説明し、住民の意見を聴取する。住民への説明においては、図示、現地案内等の工夫を織り交ぜ、移住後の生活イメージ（住民組織活動、生計活動）を分かりやすく共有し、丁寧な情報共有に努めること。また、住民の不安を解消するための情報提供の機会としても積極的に活用する。

- イ. 聴取した意見を基にコミュニティのビジョンを修正の上、区割計画を策定した後、2回目の説明会を開催し内容を説明。

(9) 募集・割当手続き

募集は上記(8)の初回の住民説明会において開始し、応募が十分に見込まれる場合は2回目の住民説明会以降、可能な限り早めに締め切り、その後迅速に割当を行うことを想定している。これは、雨期に至るまでにコミュニティ・インフラの整備の期間を十分に確保するためである。クライテリアに基づき区画を割当後、結果及び以降のスケジュールを住民に通知する。

(10) コミュニティ・インフラの整備及び管理体制の構築

住民説明会及び応募状況を勘案して、パイロット事業対象地のコミュニティ・インフラ整備計画を策定・実施する。必要経費、人員、管理や工事の難易度等において現実的な投入とし、現地統合事業の改善アプローチとして、効果を検証し、プロジェクト終了後に先方政府自身で持続可能な仕組みを検討すること。詳細計画策定調査での協議の結果、内容、数量目安及び留意事項は以下のとおり。なお、井戸については、メヘバにおける維持管理費を算定し料金プランを設定した上で、井戸の維持管理と組織化・料金徴収などに関する5日間の研修を2回は実施する。住宅建設については住宅資材の組み立てに関する2日間の研修を5回（1回につき10世帯を対象）実施し、確実に建設ができるよう監理する。コミュニティ・インフラ整備の実施方法及び維持管理方法について、より具体的且つ効果的なアイデアがあればプロポーザルにて提案すること。なお、プロジェクト期間中はモニタリングを継続し、必要に応じて維持管理の助言等を行うこと。

インフラ	数量	目的	備考
住居建材	50世帯相当	Basic Human Needsとして	<ul style="list-style-type: none"> ・UN-Habitatでは社会的弱者向けに住宅支援を実施した実績があるが、現状DoRには個人住宅を支援するスキームはない。自力での住宅建設の困難さは、移住阻害要因の一つであることから、住居建材（トタン屋根、扉、ネジ、セメント等）の供与及び住宅建設に係るガイダンスを通じて、現地の資材を活用した持続性ある住宅支援を検討する。 ・住居建材は一世帯当たりUS\$550程度を想定。 ・DoRを通じて建材を提供し、住民が自ら建設することを想定するため、フェーズ期間内に建設が終了する仕組みや管理方法を検討の上、研修を実施すること。
井戸	5基	Basic Human Needsとし	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸の設置は10世帯当たり1基（集住形態を取り入れた場合は25世帯で1基を共有可能と想定）。 ・AAR Japanがメヘバ再定住区にて設立・能力向上を支援し

		て	<p>た水・衛生管理に係る自助グループが11（計260世帯以上）存在する。パイロット事業で井戸を設置した際、同自助グループ及び修理工を通じて井戸管理や衛生啓発のノウハウを共有することが可能と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助グループ内には「エリアポンプ修理工」が養成され、簡易なメンテナンスは対応可能である。高度な技術が必要な修理は、水管理委員会（D-WASH）に報告し、郡に対応を依頼する。 ・一部自助グループでは水料金を徴収している（但し、将来の修繕費の予測に基づく水料金の金額の妥当性については検証していない）。 ・井戸維持管理及び組織化・料金徴収に係る研修を実施すると共に、適宜運営指導を行うこと。
村道	10km程度	住民の移動とコミュニティの連帯形成のため	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路から住宅、井戸、農地を繋ぐ簡易な村道。 ・木伐採、及び転圧機を用いた簡易整備とし、施工方法は郡から機材のレンタル、または住民を巻き込んだ人力を想定。 ・本プロジェクトでは、簡易な工事機材の供与と共同管理体制を提案する。

（11）区画への移住状況及び再定住区のコミュニティ形成に係るモニタリング実施
 上記（3）、（4）の調査結果、及び（5）、（6）で整備した手順やデータベースを活用し、再定住区への移住状況をモニタリングする。「詳細計画策定結果」の5(2)3) ②に記載のとおり、メヘバには行政とコミュニティの橋渡し等の役割を担う、Farmers Coordination Committee（FCC）という住民組織が存在するが、モニタリングの際には、住民組織などのコミュニティ形成状況も確認する。これらを通じて成果1のアプローチの効果を確認するとともに、次期フェーズでのアプローチ改善策をDoRと協議し、検討する。

（12）パイロット事業の結果から得られる教訓とアプローチの共有

本プロジェクトの全体的な結果、提案された計画を実施する上での留意事項、調査を通じて得られた知見を含む結論及び提言を再定住実施手順として取り纏めた上、アプローチとして関係者に提案する。

（13）上記（11）から得る教訓に基づくマユクワユクワの再定住事業実施手順の改善

メヘバ再定住区でのパイロット事業を通じて得られた教訓や改善アプローチを踏まえ、マユクワユクワ再定住区に対しても再定住事業実施手順の改善に向けた提案を行う。

【成果2：包摂的な市場志向型農業と家計管理を通じた生計向上アプローチ】

（14）農家の生計改善に係る事例特定のための調査実施（自然資源・人的資源の把握、社会調査、農家の活動内容）

農業環境、マーケットや営農の状況、近隣住民の食糧消費動向を含む生活環境に関する現状を確認する。具体的な確認項目は、既存の自然資源、人的資源の把握に加え、

世帯情報、栽培作物、販売状況、収支、保有の農業技術、市場アクセス、生計活動の成功／失敗事例、農業政策、普及制度、普及の実施体制、予算状況、農作物市場、連携協力が可能な機関、地域の特性等を想定しているが、詳細の内容・項目についてはプロジェクトの中で検討すること。

また、生計向上アプローチにおける社会的弱者への配慮事項を特定するため、上記（４）の社会調査で関連情報を収集する。なお、調査の対象世帯数、確認項目、結果分析、取り纏めにおいては、JICAと十分協議すること。

（１５）調査結果に関するフィードバック会合実施

研修計画の策定に向けて、調査結果に関するフィードバック会合を実施する。一連の活動群（研修計画）を策定する上では、調査結果の分析により、市場への出荷と一定の収入を実現している再定住区又は難民居住区の農家の状況と、再定住区の一般的な農家条件を比較し、違いが生じている背景を把握することが重要である。フィードバック会合は、ザンビア側の関係機関、コンサルタント、JICAとの間で必要に応じて複数回実施し、協議・分析を重ねる。

（１６）研修計画の策定及び研修教材の作成

ア. 現状調査の結果を踏まえ、普及ニーズのある作物の品目、技術・知識を特定すると共に、市場志向型農業及び生活の質向上を組み合わせた技術指導活動計画（研修計画）を作成する。なお、その際には、ザンビアにおける雨季（11～4月）を考慮すること。

イ. 策定した研修計画を普及するための研修教材等を作成する。この際、C/Pの役割分担や各種活動の相関関係、期待される意識・行動変容、変化を起こす仕掛け等について、C/Pが理解しやすいように工夫すると共に、研修教材は、現場の普及員及び農民にとって使いやすいこと、知識・技術が的確に伝わりやすいこと、低コストで作成できること等に留意して作成すること。

（１７）普及員に対するトレーナー研修（Training of Trainers: TOT）の実施

普及員（行政官、郡事務所スタッフ等）を対象として、普及技術の習得を目的に研修を実施する。

（１８）農家の選定、及び意識付けのためのワークショップ開催（３バッチ実施）

上記（１４）の調査結果を踏まえ、対象農家グループ（または個人農家）の選定基準及び選定方法について、C/Pと協議及び合意する。農家グループの選定に当たっては、C/Pと協議して策定した農民グループの選定基準と選定方法に従い、バッチ毎に一定数のグループ、または個人農家を選定する。その後、選定した個人農家／農民グループのプロファイルを作成し、農民グループ名、設立年月、メンバーの数、主な活動、直近の野菜生産の詳細、メンバーの名前、性別、家族構成などを確認する。また、選定の際には、展示圃場の土地提供農家に該当する可能性が高いメンバーの情報も入手する。

対象者の選定後、関係者及び対象農家の本プロジェクト（成果２）に係る理解促進と意識付けを目的に、バッチ毎にワークショップを開催する。加えて、再定住した住民の生計向上の手段として、農業がどう貢献できるのか、周辺地域と比較しながら、

地域特性に応じたビジョンを描き、関係者間で共有することが重要である。290世帯を対象に5日間の研修を3バッチに分けて実施する。

(19) 農家の営農・生計状況に基づく参加型ベースライン調査実施

本プロジェクトの成果確認に必要な情報収集を目的に、簡単なベースライン調査を行う。この際、農家が自発的により良い家計及び食糧管理を実践するために、これまでの営農活動、家計や食糧消費の実態を把握する機会とすべく、農家／農民グループ自身が調査を実施する。調査項目は以下内容を想定するが、調査の対象世帯数を含め、より適切な方法・実施時期・調査項目があれば理由と共にプロポーザルにて説明・提案すること。なお、本調査については、プロジェクト終了後、C/Pが自立的に継続して実施できるよう、過度に詳細な内容とならないよう留意すること。調査開始、実施、分析、取り纏めにおいては、JICA（ザンビア事務所を含む）と十分協議すること。

- ア. 営農の状況：技術レベル、栽培作物、収量、収入及び収入源、投入資材、農薬・肥料の使用状況
- イ. 家計の状況：家庭内／農民グループ内における男女の役割、家庭内の収支内容
- ウ. 食料消費の状況：一日の食事内容、年間の消費食料、家族の健康状態

(20) 取引業者と供給農家が参加するステークホルダー会合開催

取引業者にメヘバ及びマユクワユクワ地域の農家とのビジネスが有効であることを認識してもらい、両者を繋ぐ場を提供することを目的に、ステークホルダーミーティングを開催する。なお、詳細計画策定調査において、両地域共に、適切な種と肥料、農薬へのアクセスの不十分さ、輸送手段の課題が判明しており、本会合を通じては、民間業者の助言による必要インプットのアクセス改善、さらにはデモ圃場の設置を通じた技術的な指導も期待される。各バッチでそれぞれ1日の会合を開催する。

(21) 参加型市場調査の実施支援

栽培する作物や時期などを決める前に住民自身による市場調査実施を支援し、作物の市場毎の価格、年次変動、流通システム等を把握する。

(22) 農家による作物カレンダー作成支援

農家の自律性を高めるため、上記(19)の市場調査の結果をもとに、農家／農家グループ自身で作物カレンダーを作成する。また、食料在庫や貯蓄の管理を住民自らが計画することも支援する。290世帯を対象に3-4日間の研修を3バッチに分けて実施する。

(23) 農家に対する農業及び生活の質向上に係る研修実施

研修計画に基づき、作成した教材を活用し、対象とする農家／農民グループの能力向上を目的に研修を実施する。作物栽培に必要な生産資材（種子、肥料、農薬、水タンク、ビニールシート等）については、初動費用のみプロジェクト側で負担するため見積りに含むものとする。290世帯を対象に3-4日間の研修を3バッチに分けて実施する。

(24) 農家の活動状況のモニタリング

上記（１４）、（１９）の調査結果を踏まえ、農業普及員と共に農家の活動状況をモニタリングし、農家の生活の変化を確認すると共に、研修内容の定着状況の確認及び適宜指導を行う。モニタリングを通じて得られた教訓をもとに適宜研修内容を見直し、次期バッチの研修実施に向けて継続的に改良を行う。なお、成果２に係る進捗状況や成功体験について、適宜、難民居住区の元難民に情報共有し、再定住区への移住のインセンティブ向上を図る。

（２５）パイロット事業から得る教訓を踏まえた生計向上アプローチの取り纏め及び提案

生計向上に係る本プロジェクトの全体的な結果、提案された計画を実施する上での留意事項、調査を通じて得られた知見等を含む結論及び提言を取り纏める。その上で、生計向上アプローチとして関係者に提案を行う。

【成果３：ドナー協調及びリソース動員のための情報共有】

成果１及び２に係る進捗状況及びレビュー内容に関し、UNDP等の関係機関に共有する。また、事業実施に必要な資源・資金を調達するための情報収集を行い、関係者に共有する。さらに、プロジェクトから得る教訓の提案を行い、現地統合事業の促進に向けた改善点につき合意形成の場を設ける。

（２６）現地統合事業に係る関係機関との会合開催

現地統合事業の進捗及び課題の共有、また後述（２７）で収集した情報等を関係省庁及びドナーに共有するため会合を開催する。さらに、本会合ではプロジェクトの活動や成果が、プロジェクト終了後も持続されるための具体的な方策についても協議する。また、本来、再定住区における公共サービス提供やインフラ整備はDoR及び郡が担うべきところ、円滑な事業実施に至るよう、関係省庁間の調整及び予算配布の働きかけを行う。

（２７）リソース動員に向けた情報収集・共有

留意事項に記載のとおり、ドナー、先方政府の資金不足により各活動及びインフラ整備の実施に大幅な遅延が生じている。本業務では、円滑な現地統合事業の実施に必要なリソース動員を目的とした情報収集・及び関係者への共有を行う。例えば、関係機関への支援申請、民間企業等によるイノベーティブな技術の活用、ファンドレイジング等、セクターに捉われず多角的な視点で協力先を開拓することが求められる。具体的な支援先の発掘に至った際は、支援の実現に向けた働きかけを実施すると共に、C/Pをはじめとする関係機関に適宜情報共有を行い、中長期的なリソース投入に繋がるよう橋渡しをする。本事業実施に必要なリソース動員を行うことが可能であれば積極的に行うこととし、リソース動員に関する具体的なアイデアがあればプロポーザルにて提案すること。

【その他】

（２８）JICA／ドナー会合開催支援

事業進捗のモニタリング及び関係機関との関係強化の観点から、JICA本部からも定期的な現地訪問を予定している。その際、関係者を集めた会合の開催支援を行う。

(29) 再定住事業の進捗に関するナラティブな記録

調査報告書に加え、現地統合事業の進捗、関係者の意識の変化、コミュニティの在り方の変化、住民の成功ストーリー等、本プロジェクトを通じて見えた出来事をナラティブに記録すること。現地統合事業に関する取り組み事例は非常に貴重であり、本記録は対外的な発信への活用も想定している。

(30) 広報活動

本プロジェクト周知のため、プロジェクト開始後にプロジェクトの紹介パンフレット（フルカラー・A4で1ページ程度。100部を想定）を作成すること。業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について効果的な広報に努めるとともに、協力期間中にイベント等を実施する。プロジェクト終了後も継続して活用できるツールも作成する。また、成果2の成果を元難民居住区の住民に対して現地語で紹介するパンフレットの作成も想定する（ただし、現地語のパンフレットの枚数は50部を想定している）。業務従事者は、広報活動や情報公開にかかる基本方針と手法をプロポーザルにて提案し、プロジェクト開始後にC/Pと協議のうえ決定すること。

(31) ドラフトファイナルレポートの作成、協議

これまでのプロジェクト活動の結果を取り纏め、ドラフトファイナルレポートを作成し、JICAの承認を得る。ドラフトファイナルレポートは、以下の項目を含むものとする。

- ア. 成果1のアプローチ（プロジェクトを経て修正されたもの）
- イ. モニタリング結果から得られた上記アプローチの評価
- ウ. 上記に関連して作成されたガイドライン（再定住事業実施手順、住民向け情報パッケージ、住民対応ガイドライン）
- エ. データベースの概略説明（仕様書も別添）
- オ. 成果2のアプローチ（プロジェクトを経て修正されたもの）
- カ. モニタリング結果から得られた上記アプローチの評価
- キ. 関連して作成された研修などの活動ガイドライン、研修資料
- ク. 成果3から得られた成果

(32) ドラフトファイナルレポートの説明・協議

DoRと調整の上、JCCを開催し、ザンビア側関係者に対してドラフトファイナルレポートを説明し、協議を行う。また、JCC開催から2週間以内を目安として、ドラフトファイナルレポートへの書面でのコメントを受け付けること。

(33) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに関するザンビア側関係者やJICAとの協議を踏まえ、ドラフトファイナルレポートを修正し、ファイナルレポートとしてJICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約

における成果品はファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

レポート名	記載内容	提出時期	部数
インセプションレポート	業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等	調査開始後半月以内	和文5部／英文30部（簡易製本） CD-R：1枚
プログレスレポート1	社会調査及び現状把握レビュー結果、パイロット事業計画	2020年4月中旬	和文3部／英文30部（簡易製本） CD-R:3枚
プログレスレポート2	全体の活動進捗	2020年8月中旬 （契約締結後、約7か月）	和文要約／英文30部（簡易製本） CD-R:3枚
インテリムレポート	全体の活動進捗（成果1の最初のフェーズ、成果2の最初のバッジの結果方向を含む）	2021年7月中旬 （契約締結後、約18か月）	和文要約／英文30部（簡易製本） CD-R:3枚
プログレスレポート3	全体の活動進捗	2022年7月中旬 （契約締結後、約30か月）	和文要約／英文30部（簡易製本） CD-R:3枚
プログレスレポート4	全体の活動進捗	2023年7月中旬 （契約締結後、約42か月）	和文要約／英文30部（簡易製本） CD-R:3枚
ドラフト・ファイナルレポート	調査結果の全体成果等	2023年11月初旬	和文5部、英文（要約含む）50部（簡易製本）
ファイナルレポート	調査結果の全体成果等	2023年12月初旬 （契約終了時）	和文5部、英文（要約含む）50部（製本） （JICA5部、先方政府45部） CD-R 5枚

（2）その他の報告書類

ア 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文5部（簡易製本）

イ 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書である。

記載事項：

(ア) 最終報告書の概要

(イ) 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

(ロ) 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

(ハ) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

(ニ) 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

(ホ) 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

a 業務フローチャート

b 業務人月表

c 研修員受入れ実績

d 調査用資機材実績（引渡リスト含む）

e 合同調整委員会議事録等

f その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

ウ 技術協力作成資料等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、プログレスレポート／事業完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) 社会調査報告書（日本語／英語）
- 2) 農家の生活環境調査報告書（日本語／英語）
- 3) 成果1に係る調査報告書（日本語／英語）
- 4) 成果2に係る調査報告書（日本語／英語）
- 5) ナラティブ記録（日本語／英語）

エ 業務従事月報

コンサルタントは国内・国外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務計画表（計画と進捗状況を含む）。
- 4) 業務従事者の従事計画／実績表

オ 議事録等

カウンターパート機関等との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後5日のうちに議事録を作成しJICAに提出する。なお、JICAザンビア事務所における協議

についても同様とする。

カ デジタル資料集

プロジェクトを通じて収集した資料、写真及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA様式による収集資料リストを添付の上、JICAに提出する。

(3) 報告書の仕様

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、JICAの定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

（http://www.jica.go.jp/announce/kitei/pdf/guideline_consul.pdf）に準拠することとし、同仕様によりがたい場合は、事前に監督職員と相談すること。

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2020年1月に業務を開始し、2024年1月のプロジェクト終了までの業務を予定している。現地の情勢により、プロジェクト実施期間変更の可能性がある。

第Ⅰ／Ⅱ期：2020年1月～2021年12月

第Ⅱ／Ⅱ期：2022年1月～2024年1月

本業務の工程案については、プロポーザルにて提案すること。また、上記期間の分割案は、想定であるため、業務実施の工程を検討のうえ、異なった分割案を提示することを認める。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は全体「約79.3M/M」を目途とする。なお、本プロジェクトでは、関連機関との関係構築、細やかな事業進捗のモニタリングが重要であることから、1回当たりの業務渡航期間を可能な限り長めに確保することが望ましく、工程作成においては留意すること。

(2) 業務従事者の構成案

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定する。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／地域開発計画／ドナー調整（2号）
- 2) 再定住計画（3号）
- 3) データベース
- 4) コミュニティ開発／住民参加／社会的弱者配慮（4号）
- 5) SHEP／生活の質の向上
- 6) 栽培管理
- 7) 給水施設施工計画監理／維持管理
- 8) 業務調整／生活の質の向上

3. 相手国の便宜供与

- 1) カウンターパートの配置
- 2) 事務所スペース（ルサカ、ソルウェジ、カオマ）
事務所スペースの確保のみであり、インターネット環境の整備等に係る費用は見積りに含めること。
- 3) プロジェクトに必要な情報、資料の提供
- 4) 施設の立入許可及び身分証明書の発行
- 5) カウンターパート関連費用
通常業務に係るもののみであり、セミナーなどの追加的な活動については交通費等を見積もりに含めること。

4. 配布資料等

本業務に関連する資料は以下のとおり。閲覧資料は以下URLよりダウンロードすること。

【閲覧資料】

- ・ 「ザンビア国 元難民現地統合に係る情報収集・確認調査」ファイナルレポート（和文）
http://open_jicareport.iica.go.jp/234/234/234_533_12300174.html
- ・ 「Data Collection Survey for the Local Integration of Former Refugees in the Republic of Zambia」FINAL REPORT
http://open_jicareport.iica.go.jp/pdf/12300182_01.pdf

【配布資料】

- ・ 「ザンビア国 元難民の現地統合支援プロジェクト」詳細計画策定調査 調査報告書
- ・ RESETTLEMENT POLICY 2015
- ・ 事業実施プロセスのガイドライン（元難民現地統合支援アドバイザー作成）
- ・ 地図3種

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に現地再委託して実施することを認める。費用に関しては下記のとおり見積もることとする。

- (1) 社会調査に係る費用：400万円（上限）
- (2) データベース構築に係る費用：200万円（上限）
- (3) コミュニティ・インフラ（給水施設）5基の設計・工事に係る費用：1,000万円（上限）

なお再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととする。委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法を契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争への参加を想定している業者の候補名並びに再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. プロジェクト活動に必要な資機材

業務従事者は、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積もりとして計上すること。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、複数年度契約を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) プロジェクト車輛

本業務においては、JICAがプロジェクト車輛2台を業務従事者に貸与する。従い、業務従事者はドライバー備上費、燃料費及び車検代を見積もりに計上するとともに、プロジェクト実施中は適切に管理を行うこと。2台以上を必要とする場合、レンタカー等の利用を検討の上、見積りに計上すること。

(3) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録の上、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。現地の治安状況については、JICAザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うと共に、JICAの安全対策（「JICAザンビア事務所安全管理マニュアル」を含む）に従うこと（マニュアルは、渡航措置のページよりID・パスワードを申請することで入手可能 → <https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）。

2021年には大統領選挙が予定されているため、現地作業日程の計画にあたっては留意が必要であり、状況に応じ見直しが生じる可能性がある。現地作業中における安全管理体制につき、プロポーザルに記載すること。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

(4) 事業実施環境

プロジェクト実施拠点として想定されるルサカ、ソルウェジ、カオマにおいて、ザンビア政府が業務遂行可能なオフィススペースを提供することを想定している。万が一、オフィススペースの確保が困難な場合、別途プロジェクト事務所を借り上げることを可能とするが、本項目については、プロジェクト開始後、JICAと協議の上決定し、必要に応じて契約変更を行うこととし、見積りには計上しない。

(5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(6) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課することを想定している。

以上